文教委員会議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名		頁
（子ども家庭部）		
１　第３０号議案	足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	２
２　第３１号議案	足立区立保育所の指定管理者の指定について……	６
３　第４５号議案	足立区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例…	１１
４　第４６号議案	足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	２３
５　第４７号議案	足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	２５
６　第４８号議案	足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……	２７

（教育委員会）

第３０号議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名	**足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**
所管部課名	子ども家庭部学童保育課
内　　容	**１　概要** （１）児童福祉法等の一部改正に伴い、段ズレや文言の修正 （２）みなし支援員制度の導入 ア　みなし支援員とは 保育士、社会福祉士等で２年以上児童福祉事業に従事したものが、当該年度中に必要な研修を受講修了予定であれば、放課後児童支援員とみなすことができる制度 イ　導入の理由 （ア）認定研修が年度当初に実施されず、資格所持者をすぐに有資格者として配置できない （イ）　４月から放課後児童支援員が必要な場合、人材確保が困難 （例）保育士や社会福祉士を採用した場合 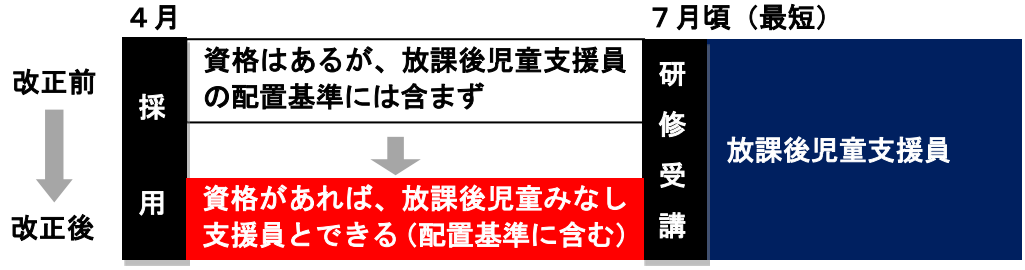 **２　改正内容** （１）児童福祉法等の一部改正による主な文言修正 ア　第8条中「職員」を改め「放課後児童健全育成事業者の職員」 イ　第10条中（１０）「足立区長」を改め「区長」 ウ　第12条中「法第33条の10各号」を改め「法第33条の10第1項各号」 （２）みなし支援員制度の導入 付則第２条中「修了したもの（令和５年３月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」を、「修了したもの（令和９年３月 31 日までに修了することを予定している者を含む。）」に改める。 **３　新旧対照表** Ｐ３～５のとおり **４　施行年月日** 公布の日から施行する。

足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号 第１条～第６条　（略） （放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件） 第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員（以下「職員」という。）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第８条　職員は、常に自己研鑽（さん）に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 第９条　（略） （職員） 第１０条　１～２（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）　保育士の資格を有する者 （２）　社会福祉士の資格を有する者	○足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月27日条例第60号 第１条～第６条　（略） （放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件） 第７条　放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員（削除）は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第８条　放課後児童健全育成事業者の職員（以下「職員」という。）は、常に自己研鑽（さん）に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。 第９条　（略） （職員） 第１０条　１～２（略） ３　放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第１項の指定都市若しくは同法第252条の22第１項の中核市の長が行う研修を修了したものでなければならない。 （１）　保育士の資格を有する者 （２）　社会福祉士の資格を有する者

改　正　前	改　正　後
（３）　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの	（３）　学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第２項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第９号において「高等学校卒業者等」という。）であって、２年以上児童福祉事業に従事したもの
（４）　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者	（４）　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第４条に規定する免許状を有する者
（５）　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）	（５）　学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者（当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
（６）　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者	（６）　学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第２項の規定により大学院への入学が認められた者
（７）　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	（７）　学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（８）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者	（８）　外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
（９）　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの	（９）　高等学校卒業者等であり、かつ、２年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの
(10)　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、足立区長が適当と認めたもの	(10)　５年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、区長が適当と認めたもの

改　　正　　前	改　　正　　後
第１１条　（略） （虐待等の禁止） 第１２条　職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第１２条の２～第２２条　（略） 付　則 （職員の経過措置） 第２条　この条例の施行の日から令和5年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和5年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。	第１１条　（略） （虐待等の禁止） 第１２条　職員は、利用者に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第１２条の２～第２２条　（略） 付　則 （職員の経過措置） 第２条　足立区放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和８年足立区条例第　　号）の施行の日から令和9年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（令和9年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。 付　則 この条例は、公布の日から施行する。

第３１号議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名	**足立区立保育所の指定管理者の指定について**
所管部課名	子ども家庭部私立保育園課
内　　容	足立区子ども施設指定管理者等選定審査会（以下「審査会」という。）における選定審査の結果、以下のとおり候補者を選定したので、議会の議決を経て指定管理者として指定する。

１　対象施設

	名称	所在地
1	青井保育園	足立区青井三丁目２４番２－１０１号
2	五反野保育園	足立区足立二丁目２６番１４号

２　指定管理者の候補者、応募事業者数、現在の指定管理者

現在の指定管理者は、候補者に同じ。

	施設	候補事業者（代表者名）	所在地	応募事業者数
1	青井保育園	社会福祉法人からしだね（理事長　春見　静子）	東京都足立区梅田七丁目１９番２３号	３者
2	五反野保育園	株式会社日本保育サービス（代表取締役　坂井　徹）	東京都港区港南一丁目２番７０号 品川シーズンテラス５Ｆ	２者

３　指定管理料

	施設	指定管理料（見積金額）　※全て税込
1	青井保育園	①非精算　０円 ②要精算（人件費、事業費、事務費等）２３３，３４０，０１６円 合計（①＋②）　２３３，３４０，０１６円 ※　前回選定時（平成２７年度）指定管理料　１９６，１９７，０００円 ※　前回との差額　３７，１４３，０１６円
2	五反野保育園	①非精算　０円 ②要精算（人件費、事業費、事務費等）２５４，１０９，７１６円 合計（①＋②）　２５４，１０９，７１６円 ※　初年度（平成２９年度）指定管理料　２２６，００８，０００円 ※　前回との差額　２８，１０１，７１６円

※　２園いずれについても、金額については「足立区公設民営保育園管理運営委託料支出要綱」に定め、算出された金額との差額を返納又は追加支払している。

※　人件費及び物価の高騰等の理由により、前回選定時より増額している。

４　指定の期間

	施設	指定管理の期間（年数）
1	青井保育園	令和９年４月１日から令和１９年３月３１日まで（１０年間）
2	五反野保育園	令和９年４月１日から令和１４年３月３１日まで（５年間）

※　五反野保育園については、今後の保育需要の減少や施設の老朽化を考慮し、令和８年度を目途に民営化や閉園の可能性を検討するため、次期指定管理期間は５年間とした。

５　候補者となった理由・ポイント

	施設	第一次選考	第二次選考
1	青井保育園	・通過基準の得点率６０％を超える７２．０％の得点を獲得した。	・得点率７０．３％であり、応募事業者で最も高い得点を獲得した。 ・特に「保育・教育の取り組みの実効性」「人材の確保・育成及び職員の管理の実効性」が高かった。
2	五反野保育園	・通過基準の得点率６０％を超える７３．９％であり、応募事業者で最も高い得点を獲得した。	・得点率７４．１％であり、応募事業者で最も高い得点を獲得した。 ・特に「園長の適性や姿勢」「既存園の実地調査」の項目が高かった。

６　候補者となった経過

（１）公募

令和７年４月２５日～同年５月２３日

（２）財務状況調査の結果

	施設	候補事業者	財務状況調査の結果
1	青井保育園	社会福祉法人からしだね	「適合」 【税理士コメント】 ・自己資本比率が高水準である。 ・収益性がやや低下しているが財務的に安定しており、持続可能性はある。
2	五反野保育園	株式会社日本保育サービス	「最適合」 【税理士コメント】 ・とても体力がある会社である。 ・財務も安定しており、持続可能性はとても高い。

（３）選定審査会

ア　審査会開催状況

開催日	内　容
令和７年８月８日	第一次選考（書類選考） 第二次選考（事業者、園長予定者ヒアリング等）

イ　審査委員構成（計９名）

種別	氏名	役職等
学識経験者（有識者含む）	富岡　麻由子【委員長】	帝京科学大学教育人間科学部幼児保育学科准教授
	萩原　里紗	明海大学経済学部准教授
	横畑　泰希	東京未来大学こども心理学部こども心理学科准教授
	加藤　奈保子	公認会計士
団体代表	杉田　直子	足立区民生・児童委員協議会
	髙橋　俊哉	足立区社会福祉協議会福祉事業部長
区職員	伊東　貴志	福祉部長
	馬場　優子	衛生部長
	楠山　慶之	子ども家庭部長

ウ　審査項目及び審査結果

	施設	資料
1	青井保育園	資料１－１、１－２「足立区立青井保育園指定管理者選定結果集計表（第一次審査、第二次審査）」のとおり。
2	五反野保育園	資料２－１、２－２「足立区立五反野保育園指定管理者選定結果集計表（第一次審査、第二次審査）」のとおり。

エ　労働条件審査の結果

審査会において候補者となった事業者に対して、社会保険労務士２名による労働条件審査を実施した。

	施設	内容
1	青井保育園	一部指摘事項があったが、是正対応の確認を行ったため合格となった。
2	五反野保育園	指摘事項はなく、合格であった。

【参考】　候補者の職員平均継続年数及び平均給与

ア　青井保育園

（ア）平均勤続年数（各年４月１日時点）

事業者名	令和７年平均勤続年数（平成２７年参考）
社会福祉法人 からしだね	約９年５カ月（約６年５か月）

（イ）平均給与（月額）

事業者名	令和６年平均月額給与（平成２６年参考）
社会福祉法人 からしだね	管理職 ５０８，９０６円（４６１，０６７円）
	常勤職員 ３２９，２７９円（２７５，３４９円）
	非常勤職員（月額制） ２２５，４８４円（２０６，５４７円）
	短時間労働者（時給制・最低時給額） １，１３０円（　　９００円）

※　都の最低賃金基準は平成２６年１０月１日時点で８８８円、令和６年１０月３日時点で１，１１３円となっており、いずれも基準を上回っている。

イ　五反野保育園

（ア）平均勤続年数（各年４月１日時点）

事業者名	令和７年平均勤続年数（平成２７年参考）
株式会社 日本保育サービス	約５年３カ月（約３年５か月）

（イ）平均給与（月額）

事業者名	令和６年平均月額給与（平成２６年参考）
株式会社 日本保育サービス	管理職 ３８２，０８３円（２６６，９８４円）
	常勤職員 ２７３，０７２円（２０９，１８４円）
	非常勤職員（月額制） ２２６，６０９円（１９５，４２０円）
	短時間労働者（時給制・最低時給額） ９９２円（　　７１０円）

※　都の最低賃金基準は平成２６年１０月１日時点で８８８円、令和６年１０月３日時点で１，１１３円となっており、いずれも基準を下回っているが、当事業者は他の道府県でも保育園を運営しており、全体の平均を記載したものである。都の保育園においては上記最低賃金基準を超えていることを確認した。

	7　添付資料 　別添資料１ （１）資料１－１、１－２「足立区立青井保育園指定管理者選定結果集計表（第一次審査、第二次審査）」 （２）資料１－３「指定管理者候補者の概要」 （３）資料１－４「保育所運営方針及び年間収支計画の概要」 （４）資料２－１、２－２「足立区立五反野保育園指定管理者選定結果集計表（第一次審査、第二次審査）」 （５）資料２－３「指定管理者候補者の概要」 （６）資料２－４「保育所運営方針及び年間収支計画の概要」 **8　今後の方針** 　本議案が可決された際には、足立区教育長と事業者代表者との間で協定書を締結する。

第４５号議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名	**足立区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	

１　条例の制定理由

こども誰でも通園制度の実施にあたり、子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援給付の対象施設として、区が実施施設における情報公開等の運営上の基準について確認する必要がある。当該基準に関する内閣府令が公布されたため、その内容にあわせて本条例を制定する。

２　主な制定内容

条項	改正内容
第３条	**利用定員に関する基準** １時間あたり及び１月あたりの利用定員
第４条	**面談に関すること** こども誰でも通園制度の開始前に保護者と面談し、重要事項を記載した文書を交付しなければならないこと。
第12条	**費用等の支払に関すること** 必要と認められる対価（日用品の購入や食事の提供に要する費用等）を保護者から受けることができること。
第14条	**乳児等通園支援の取扱方針** 子どもや保護者の心身の状況等に応じ、適切に対応すること。
第23条	**子どもを平等に取り扱う原則** 国籍、信条、社会的身分等による差別的取り扱いは不可。
第30条	**事故発生の防止及び発生時の対応** 事故発生時の対応や再発防止のための指針を各実施施設において整備し、職員に研修等で周知徹底すること。

３　その他

（１）４月から実施する施設の募集は終了しており、確認後、区民に周知する。

（２）パブリックコメントの意見では、条例の本文上には適切にご意見を反映させられる箇所がなかったため修正は行わない。なお、こども誰でも通園制度自体のご意見は、４月以降の運用の中で反映していく。

４　施行年月日

令和８年４月１日

○足立区特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（案）

令和８年○月○日条例第○号

足立区乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を公布する。

足立区乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

目次

第１章　総則（第１条・第２条）

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準（第３条）

第２節　運営に関する基準（第４条―第32条）

第３章　雑則（第33条）

付則

第１章　総則

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の３において準用する法第46条第２項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第１項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営に関する基準を定めるものとする。

（一般原則）

第２条　特定乳児等通園支援事業者（法第54条の３に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第１項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービ

スを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

第２章　特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準

第１節　利用定員に関する基準

第３条　特定乳児等通園支援事業者は、１時間当たりの利用定員（法第54条の２第１項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して１月当たりの利用定員を定めるものとする。

第２節　運営に関する基準

（面談）

第４条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況及び当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、第１項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第５条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第３項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理

由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第６条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の３において準用する法第54条第１項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第７条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第３項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第８条　特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第１項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第９条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第１項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

（特定教育・保育施設等との連携）

第10条　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第１項に規定する特定教育・保育及び法第29条第１項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

（特定乳児等通園支援の提供の記録）

第11条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

（支払）

第12条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第５項（法第30条の21第３項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第３項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前２項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

（１）　日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

（２）　特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

（３）　食事の提供に要する費用

（４）　特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

（５）　前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援事業者の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

４　特定乳児等通園支援事業者は、前３項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、第２項及び第３項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の使途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第３項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。

（乳児等支援給付費の額に係る通知等）

第13条　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援

給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

（特定乳児等通園支援の取扱方針）

第14条　特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第６条の３第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて、特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

（特定乳児等通園支援に関する評価等）

第15条　特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

（相談及び援助）

第16条　特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（緊急時等の対応）

第17条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（乳児等支援給付認定保護者に関する市町村への通知）

第18条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を

受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

（運営規程）

第19条　特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第22条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

（１）　特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針

（２）　提供する特定乳児等通園支援の内容

（３）　職員の職種、員数及び職務の内容

（４）　特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日

（５）　第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

（６）　第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員

（７）　特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

（８）　緊急時等における対応方法

（９）　非常災害対策

（10）　虐待の防止のための措置に関する事項

（11）　その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

（勤務体制の確保等）

第20条　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（利用定員の遵守）

第21条　特定乳児等通園支援事業者は、第３条第１項の規定により定める１時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

（掲示等）

第22条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第23条　特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第24条　特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第25条　特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

（情報の提供等）

第26条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合におい

て、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

（利益供与等の禁止）

第27条　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第１号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

（苦情解決）

第28条　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第１項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市町村の職員からの質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

５　特定乳児等通園支援事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条　特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等

との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条　特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。

（１）　事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

（２）　事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

（３）　事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

３　特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

４　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

（会計の区分）

第31条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

（記録の整備等）

第32条　特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

２　特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から５年間保存しなければならない。

（１）　第14条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

（２）　第11条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

（３）　第18条の規定による市町村への通知に係る記録

（４）　第28条第２項に規定する苦情の内容等の記録

（５）　第30条第３項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

第３章　雑則

（電磁的記録等）

第33条　特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

２　特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

（１）　電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ　特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

（２）　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

３　前項各号に掲げる方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することによ

り文書を作成することができるものでなければならない。

4　特定乳児等通園支援事業者は、第２項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

（１）　第２項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

（２）　ファイルへの記録の方式

5　前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第２項に規定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

6　第２項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第２項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第４項」とあるのは「第６項において準用する第４項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第３項中「前項各号」とあるのは「第６項において準用する前項各号」と、第４項中「第２項の」とあるのは「第６項において準用する第２項の」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第１号中「第２項各号」とあるのは「第６項において準用する第２項各号」と、第５項中「前項」とあるのは「第６項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第２項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

付則

この条例は、令和８年４月１日から施行する。

第４６号議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名	**足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　概要** 児童福祉法の一部改正および子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する。 ※　特定教育・保育施設……認定こども園、幼稚園、認可保育所 ※　特定地域型保育事業……小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育 **２　改正内容** （１）条例第２条１８号（特定地域型保育事業の定義） 条文の「法 第４３条第２項」を「法 第４３条第４項」に改める。 ア　改正理由 「満３歳児限定小規模保育事業」の新設に伴い、子ども・子育て支援法第４３条に第２項及び第３項が追加され、当該条例の項の段ずれが生じたため。なお、当区では当該事業の実施見込みはない。 （２）条例第２５条（虐待等の禁止） 条文の「児童福祉 法第３３条の１０各号」を「児童福祉 法第３３条の第１項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号）」に改める。 ア　改正理由 保育所等における虐待の早期発見と対応を徹底するため、職員の通報義務に加え、区の保護責任と第三者機関によるチェック機能が明文化され、児童福祉法第３３条の１０に第２項と第３項として追加された。これに伴い、当該条例の項の繰り下げが生じたため。 **３　新旧対照表** Ｐ２４のとおり **４　施行年月日** 公布の日から施行する。ただし、第２条第１８号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（規則）　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年９月30日条例第55号	○足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年９月30日条例第55号
（趣旨） 第１条　（略） （定義） 第２条　（１）から（17）まで　（略） （18）特定地域型保育事業　法第43条第２項に規定する特定地域型保育事業をいう。	（趣旨） 第１条　（現行のとおり） （定義） 第２条（１）から（17）まで　（現行のとおり） （18）特定地域型保育事業　法第43条第４項に規定する特定地域型保育事業をいう。
第２条　（19）から（30）まで　（略） 第３条から第24条まで　（略） （虐待等の禁止） 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第33条の10各号　に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第２条　（19）から（30）まで　（現行のとおり） 第３条から第24条まで　（現行のとおり） （虐待等の禁止） 第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の２第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第２項において準用する認定子ども園法第27条の２第1項各号)に掲げる行為祖その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条から第63条まで　（略）	第26条から第63条まで　（略） 付　則 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第２条第18号の改正規定は、令和８年４月１日から施行する。

第４７号議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名	**足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**
所管部課名	子ども家庭部幼稚園・地域保育課
内　　容	**１　概要** 児童福祉法の一部改正に伴い、足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「条例」という。）の一部を改正する。 **２　改正内容** （１）条例第１２条（虐待等の禁止） 条文の「法第３３条の１０各号」を「法第３３条の１０第１項各号」に改める。 ア　改正理由 保育所等における虐待の早期発見と対応を徹底するため、職員の通報義務に加え、区の保護責任と第三者機関によるチェック機能が明文化され、児童福祉法第３３条の１０に第２項および第３項として追加された。これに伴い、当該条例の項の繰り下げが生じたため。 **３　新旧対照表** Ｐ２６のとおり **４　施行年月日** 公布の日から施行する。

足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例　新旧対照表（案）

改　正　前	改　正　後
○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年９月30日条例第54号 （趣旨） 第１条から第11条まで　（略） （虐待等の禁止） 第12条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号　に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第13条から第50条まで　（略）	○足立区家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年９月30日条例第54号 （趣旨） 第１条から第11条まで　（現行のとおり） （虐待等の禁止） 第12条　家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （懲戒に係る権限の濫用禁止） 第13条から第50条まで　（現行のとおり） 付　則 この条例は、公布の日から施行する。

第４８号議案説明資料

令和８年３月１３日

件　　名	**足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例**
所管部課名	子ども家庭部保育・入園課
内　　容	

１　改正の理由

こども誰でも通園制度における利用定員の設定方法を柔軟にすること等を目的とした、内閣府令（令和７年内閣府令第９６号）が公布されたため、これにあわせて改正する。

２　主な改正内容

（１）重要事項に関する規定（第１６条（６））

利用定員は面積や人員配置等の基準を年齢ごとに満たしていれば、総定員数の中で実施事業所が利用定員を自由に設定できるよう改正する。

改正前	改正後
（例） ０歳：１人 １歳：２人 ２歳：１人 総定員数：４人 年齢ごとに定員が固定され、利用者ニーズに合わせた柔軟な定員設定が困難	（例） 総定員数：４人 事業所判断で利用者のニーズに合わせたタイムリーな定員設定が可

（２）その他の文言修正

条項	改正内容
第９･10･13･18条	事業「者」を事業「所」に改正
第13条	虐待等の「防止」を「禁止」に改正 また、条項のずれを改正
第20条	余裕活用型における利用定員に係る説明を追記
第22条	保育士に係る説明を追記
第22条の2	特例保育に関する内容を追記

３　新旧対照表

Ｐ２８～３１のとおり

４　施行年月日

令和８年４月１日

足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

改正前	改正後
○足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和７年10月21日条例第50号 改正 令和８年　月　日条例第　号 足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第１章　総則（第１条―第19条） 第２章　乳児等通園支援事業 第１節　通則（第20条） 第２節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条） 第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第３章　雑則（第27条） 第４章　事務の委任（第28条） 付則 第１章　総則 第１章　総則 （中略） （職員の一般的条件） 第９条　乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第 10 条　乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　（略）	○足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和７年10月21日条例第50号 改正 令和８年　月　日条例第　号 足立区乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 目次 第１章　総則（第１条―第19条） 第２章　乳児等通園支援事業 第１節　通則（第20条） 第２節　一般型乳児等通園支援事業（第21条―第24条） 第３節　余裕活用型乳児等通園支援事業（第25条・第26条） 第３章　雑則（第27条） 第４章　事務の委任（第28条） 付則 第１章　総則 第１章　総則 （中略） （職員の一般的要件） 第９条　乳児等通園支援事業所の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。 （職員の知識及び技能の向上等） 第 10 条　乳児等通園支援事業所の職員は、常に自己研さんに励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ２　（略）

改正前	改正後
（中略） （虐待等の防止） 第 13 条　乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （中略） （乳児等通園支援事業所内部の規程） 第 16 条　乳児等通園支援事業者は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５）　（略） （６）　乳児及び幼児の区分ごとの利用定員 （７）乳児等通園支援事業の利用の開始及び、終了に関する事項 並びに利用にあたっての留意事項 （８）～（11）　（略） （秘密保持等） 第 18 条　乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略） （中略） （乳児等通園支援事業の区分） 第 20 条　（略） ２　（略） ３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 （中略） （職員）	（中略） （虐待等の禁止） 第 13 条　乳児等通園支援事業所の職員は、利用乳幼児に対し、法第 33 条の 10 第１項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 （中略） （乳児等通園支援事業所内部の規程） 第 16 条　乳児等通園支援事業所は、次の各号に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 （１）～（５）　（略） （６）　利用定員 （７）乳児等通園支援事業の利用の開始及び、終了に関する事項 その他の利用にあたっての留意事項 （８）～（11）　（略） （秘密保持等） 第 18 条　乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。 ２　（略） （中略） （乳児等通園支援事業の区分） 第 20 条　（略） ２　（略） ３　余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成１８年法律第７７号。以下「認定こども園法」という。）第２条第６項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）がその施設又は事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 27 条第１項又は第 29 条第１項の確認において定める利用定員をいう。）の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。 （中略） （職員）

改正前	改正後
第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第12条の５第５項に規定する事業実施区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２　（略） ３　（略） （新設） （中略） （準用） 第26条　第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第23条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第24条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。 （電磁的録） 第27条　乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で	第22条　一般型乳児等通園支援事業所には、保育士（法第18条の27第１項に規定する認定地方公共団体の区域内又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第29号。以下この項において「改正法」という。）附則第12条の規定による改正前の国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下この項において「施行日前国家戦略特別区域法」という。）第12条の５第３項に規定する事業実施区域であった区域内にある一般型乳児等通園支援事業所にあっては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士又は当該事業実施区域であった区域に係る改正法附則第15条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされる施行日前国家戦略特別区域法第12条の５第２項に規定する国家戦略特別区域限定保育士。以下この条において同じ。）その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。 ２　（略） ３　（略） （設備及び職員の基準の特例） 第22条の２　子ども・子育て支援法第30条第１項第４号に規定する特例保育を行う事業者が、当該特例保育を行う事業所において一般型乳児等通園支援事業を行う場合には、前２条の規定は適用しない。 （中略） （準用） 第26条　第23条及び第24条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。 （電磁的録） 第27条　乳児等通園支援事業者及びその乳児等通園支援事業所の職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているもの又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で

改正前	改正後
作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。	作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。 付　則（令和７年●月●日条例第●号） この条例は、令和８年４月１日から施行する。